

はじめに

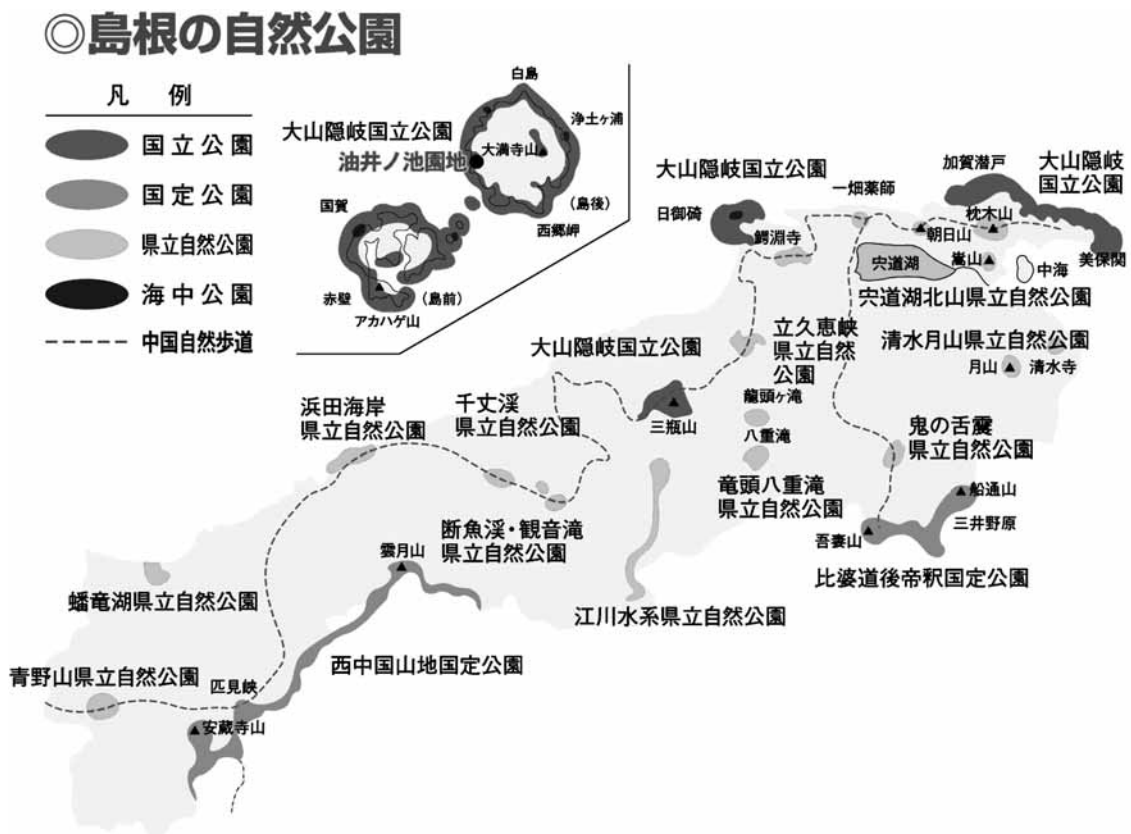
I 島根県の自然環境

島根県は、中国地方の北側にあり、東は鳥取県に接して近畿京阪地方に通じ、西は山口県を挟んで九州地方に、南は中国山地を隔てて広島県に接し、北は日本海に臨み、海上40～80km沖に隠岐島があって、遠く朝鮮半島及びロシア沿海州に臨んでいます。

本県の総面積は、6,707.52km²で、我が国総面積の1.8%を占め、その都道府県順位は18位です。県土の約80%を森林が占めており、海岸線総延長約860kmの8割が自然海岸で、その割合は全国1位です。

西日本最大級の野鳥飛来地である宍道湖、中海の汽水湖、造礁サンゴ生息地の北限で生物固有種の多い隠岐島、サケがのぼる南限の高津川など美しい海、山、川、温泉などの自然の資源に恵まれています。

国立・国定・県立自然公園等位置図



II トピック

島根県環境基本計画の改定

【環境政策課】

1 計画改定の経緯

島根県は、「島根県環境基本条例」に基づき、平成11年2月旧計画を策定し、環境保全に関する施策の推進に取り組んできました。

しかし、旧計画策定後7年が経過し、環境行政を取り巻く状況が大きく変化していることから、新たな課題への対応等旧計画の見直しが必要となってきました。

そこで、平成17年7月島根県環境審議会に対し、「島根県環境基本計画の見直し」について諮問を行い、同審議会からの答申を経て、平成18年3月「島根県環境基本計画」を改定しました。

2 旧計画策定後の環境に関する主な状況の変化

国	県
<ul style="list-style-type: none">・ダイオキシン類対策特別措置法制定（11年7月）・グリーン購入法制定（12年5月）・循環型社会形成推進基本法制定（12年6月）・第2次環境基本計画策定（12年12月）・地球温暖化対策推進大綱の見直し（14年3月）・自然再生法制定（14年12月）・環境保全活動・環境教育推進法制定（15年7月）・特定外来生物法制定（16年6月）・京都議定書の発効（17年2月）・第3次環境基本計画策定（18年4月）	<ul style="list-style-type: none">・地球温暖化対策推進計画策定（12年3月）・島根ふれあい環境財団21設立（13年3月）・しまね循環型社会推進計画策定（14年3月）・ISO14001の県庁への導入（15年2月）・島根県総合計画（基本構想編）策定（16年5月）・地球温暖化対策推進計画改定（17年3月）・産業廃棄物減量税及び水と緑の森づくり税の導入（17年4月）・宍道湖・中海のラムサール条約登録（17年11月）

3 計画改定の基本的な視点

- ①島根県総合計画に基づく新たな環境保全施策や行政運営方針の反映
- ②本県の環境特性や県民ニーズ等の変化の反映
- ③環境と経済の好循環の実現
- ④県民の参加・協働の推進

4 改定計画の期間 平成18年度(2006)から 平成22年度(2010)まで

(旧計画：平成11年度(1999)から平成22年度(2010)まで)

5 改定計画のテーマ及び基本目標

〈 テーマ 〉

〈 基本目標 〉

豊かな環境を守り、はぐくみ
持続的に発展する島根をめざして

環境への負荷の少ない循環型社会の実現
人と自然の共生の確保
地球環境保全の積極的推進
環境保全に向けての参加の促進

6 主な改定の内容

(1) 施策推進の改定

◆内容を大幅に見直したもの

① 資源の循環利用及び廃棄物の減量

資源の循環利用及び廃棄物の減量のため、廃棄物の排出抑制、資源の循環利用、廃棄物の適正な処理により、天然資源やエネルギーの消費抑制、環境への負荷の低減の推進を図ります。

② 地球温暖化の防止

地球温暖化の防止のため、「脱温暖化社会」へ向けての仕組みづくりや、環境教育・環境学習の充実、森林の整備・保全と利用及び新エネルギーの活用を柱とした施策を展開します。

③ 参加と協働による地域環境づくりの促進

参加と協働による地域環境づくりの促進のため、地域環境保全活動の推進や(財)島根ふれあい環境財団21を中心としたネットワークによる地域環境づくりに努めます。

◆新たに追加したもの

① アスベスト対策、ダイオキシン類対策の推進

社会問題化したアスベストによる被害を防止するための総合的な対策を推進するとともに、ダイオキシン類対策の推進を図ります。

② 環境関連産業の振興

環境を保全しつつ経済を発展させ、環境と経済の好循環を図り、持続的な発展が可能な循環型社会を構築するため、環境関連産業を育成するとともに、環境配慮型経営を支援します。

③ ラムサール条約登録湿地の保全と活用

平成17年11月に宍道湖・中海がラムサール条約湿地に登録されたことを契機とし、ラムサール条約登録湿地の保全と活用など、各地域において豊かな環境の保全と賢明な利用の実現を推進します。

(2) 重点プロジェクトの改定

◆新たに追加したもの

① 化学物質の管理推進

化学物質の発生源対策の実施や、化学物質による環境リスクの削減に向けた管理体制づくりを進める。また、アスベストやダイオキシン類対策等迅速な対応が要求される問題については、関係機関が連携し適切な対策を速やかに実施するとともに、積極的な情報提供を行います。

はじめに

② 環境関連産業の振興

本県の産業特性、地域特性及び自然環境特性を十分考慮しながら、環境関連産業の振興に取り組みます。

◆具体的目標の見直し

① 目標項目数 63項目 →→→ 67項目

② 新たな項目の主なもの

- ・ 汚水処理人口普及率
- ・ 一般廃棄物排出量
- ・ グリーン製品認定製品数
- ・ 環境学習施設の入場者数
- ・ 低公害車の保有率
- ・ ダイオキシン類に係る環境基準達成率 など

(3) 計画の推進（内容の見直し）

① 推進体制の整備

県の体制及びすべての主体の参加を促進するための体制を整備します。

② 進行管理体制の整備

県の行政評価システムの活用や環境マネジメントシステムの徹底を図ります。

しまね循環型社会推進計画（後期計画）の策定

【廃棄物対策課】

1 策定の経緯

島根県では、大量生産、大量消費、大量廃棄の社会経済システムから脱却し、環境への負荷の少ない持続的に発展する「しまね循環型社会」を構築するため、平成14年3月に「しまね循環型社会推進計画」（以下、「前期計画」という。）を策定し施策を展開してきましたが、一般廃棄物の排出量は増加傾向にあり、ごみの減量化が進んでいない状況でした。

前期計画は平成17年度で計画期間が完了することから、引き続き循環型社会の構築に向けた取り組みを推進していくため、前期計画の検証や前期計画策定以降の廃棄物行政、社会動向等を踏まえ、新たな計画（後期計画）を策定しました。

2 計画の目的

島根県において、3R（リデュース、リユース、リサイクル）や適正な処理を一層推進し、本県の豊かな自然環境を次の世代に引き継ぐため、環境への負荷の少ない持続的に発展する「しまね循環型社会」を構築することを目的とするものです。

3 計画の位置づけ

- ① 島根県環境基本計画の廃棄物部門に関する実施計画
- ② 循環型社会形成推進基本法に基づく計画
- ③ 廃棄物の適正な処理に関する計画

4 計画期間

本計画の計画期間は、平成18年度から平成22年度までの5年間です。

5 目標の設定

本計画の目的である「しまね循環型社会」の構築のためには、3R及び適正処理に対する取り組みを行うことが重要であることから、①一般廃棄物処理に関する目標、②産業廃棄物処理に関する目標、③循環型社会形成に関する目標について、平成22年度の目標数値を設定しました。

一般廃棄物処理及び産業廃棄物処理に関する目標は次のとおりです。

○一般廃棄物処理の関する目標

- ・排出量：平成22年度の排出量を基準年（平成11年度）に対して、5%以上削減。
- ・再生利用率：平成22年度の再生利用率を28%以上とします。（サーマルリサイクル量を考慮する場合は、32%以上とします。）
- ・最終処分量：平成22年度の最終処分量を基準年（平成11年度）に対して、51%以上削減。

○産業廃棄物処理に関する目標

【農業以外】

- ・排出量：平成22年度の排出量を基準年（平成11年度）と同等またはそれ以下とします。

はじめに

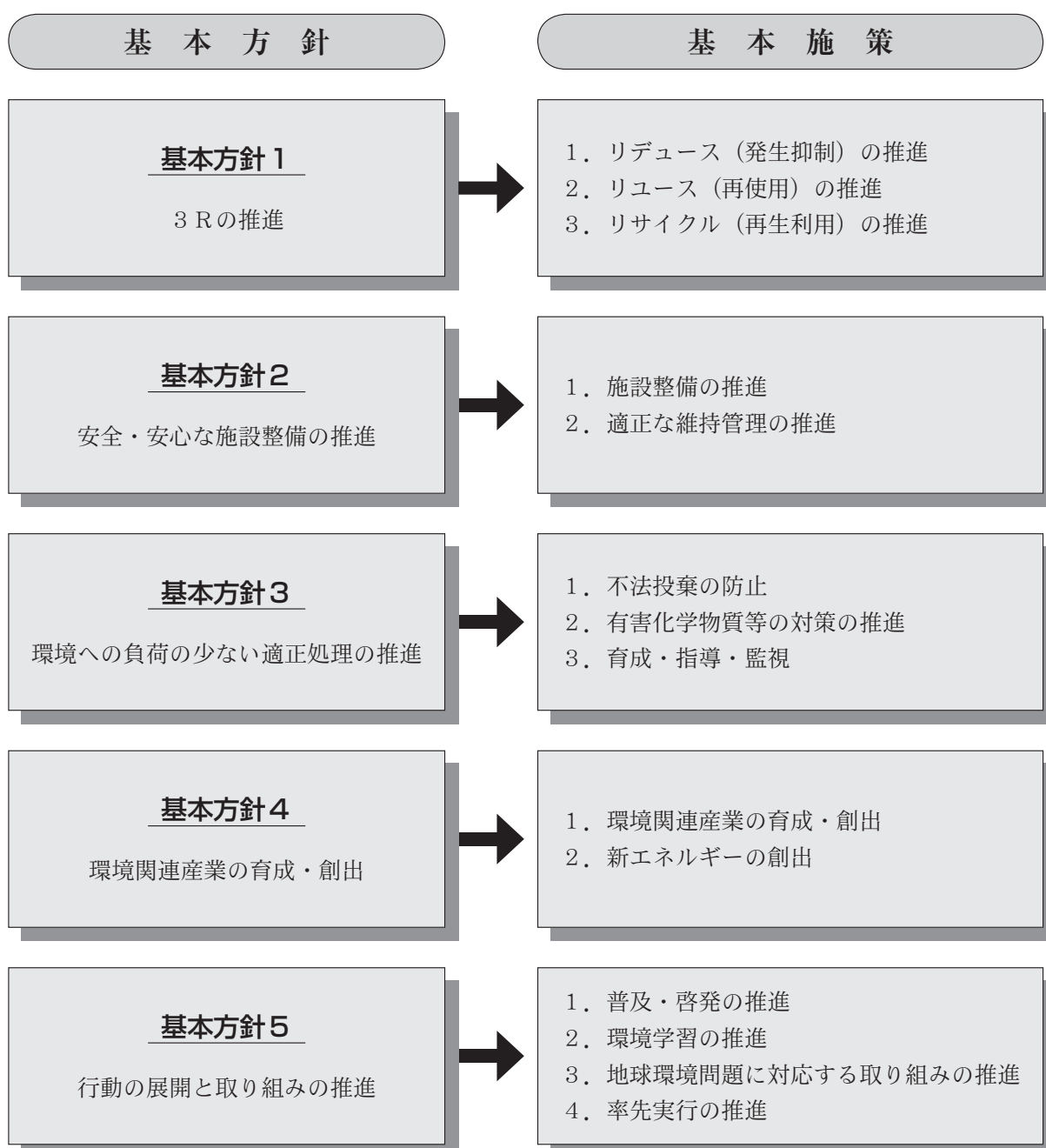
- ・再生利用率：平成22年度の再生利用率を64%以上とします。
- ・最終処分量：平成22年度の最終処分量を基準年（平成11年度）に対して、52%以上削減。

【農業】

- ・再生利用率：平成22年度の家畜ふん尿の再生利用率を100%とします。
平成22年度の廃プラスチック類の再生利用率を80%以上とします。

6 基本施策

本計画の目標を達成し、「しまね循環型社会」を実現するため、5つの基本方針及び基本方針ごとに基本施策を設定し、循環型社会の構築に向けて取り組みます。



島根県産業廃棄物減量税の導入

【廃棄物対策課】

島根県では産業廃棄物の減量や適正な処理を促進するため、平成17年4月1日から産業廃棄物減量税を導入しました。

1 制度の概要

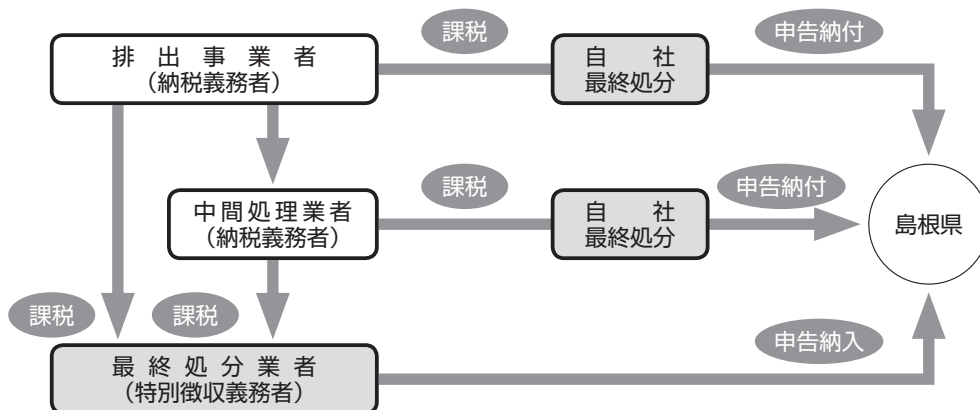
○税金を負担する人（納税義務者）

県内の最終処分場に産業廃棄物を搬入する排出事業者又は中間処理業者

○納める額

最終処分場に搬入された産業廃棄物の重量に1トンあたり1,000円を乗じた額。

※ただし、平成17年度は1トンあたり333円、平成18年度は1トンあたり666円。



2 税の用途

産業廃棄物の発生抑制、再生利用等の促進、環境教育の充実、不法投棄防止対策など、産業廃棄物の最終処分量の削減や適正処理の推進に関する施策に活用します。

3 平成17年度の状況

- ・ 税収額 9,520万円
- ・ 再資源化の促進 4,685万円
 - 事業者による再資源化の取り組みを支援するため、産業廃棄物の排出抑制、リサイクル技術、製品の研究開発や施設整備に助成。
- ・ 環境教育・イベントの実施 338万円
 - ごみの発生抑制、再使用、再生利用について意識の啓発を図るため、環境教育やレジ袋削減に向けたマイバッグキャンペーンなどのイベントを実施。
- ・ 不法投棄防止対策等 1,096万円
 - ごみの不法投棄防止を徹底するため、新たに廃棄物監視専門員によるパトロールや監視カメラによる監視を実施。
- ・ 島根県産業廃棄物減量促進基金への積み立て 3,401万円

宍道湖・中海のラムサール条約登録

【自然環境課】

1 ラムサール条約とは

湿地は、人間や多くの生物にとって欠かすことのできない生息環境でありながら、容易に汚染されたり、消滅してしまいます。このような湿地を国際的に協力して保全し、次世代に伝えていくことを目的として、1971年にイランの「ラムサール」という町で開催された国際会議において「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」が採択されたことから、開催地にちなみ「ラムサール条約」と呼ばれています。日本は、1980年に締約国となっており、今回の新規登録ヶ所を合わせると、国内の登録湿地は33ヶ所になりました。

なお、この条約は水鳥のための湿地保全から、魚介類をはじめ湿地の持つ幅広い機能の保全や賢明な利用（ワイズユース）を行うための条約に大きく変化してきています。

2 宍道湖・中海「ラムサール条約」登録

島根県では、宍道湖・中海の淡水化問題に一定の決着を見たことから、宍道湖・中海の条約登録を目指し、2005年11月8日、アフリカ・ウガンダにて開催された第9回締約国会議において、両湖の同時登録を実現することができました。

また、この条約登録を祝し、今後の「環境の保全」と「賢明な利用」について語り合う記念シンポジウムを、鳥取県や沿岸自治体などと合同で12月3日に松江市において開催しました。このシンポジウムでは、島根・鳥取両県知事並びに沿岸自治体首長全員に登録認定証が授与されるとともに、漁業関係者や市民団体代表等による「人と自然の共生のあり方」などについてのパネルディスカッションなどが行われ、後世に美しい自然を残すことを誓い合いました。



3 世界的に重要な湿地として認められた宍道湖・中海



宍道湖は全国で7番目に、中海は5番目に広い湖で、ともに淡水と海水が入り交じる汽水湖であり、大橋川で結ばれる両湖をあわせると、日本最大の汽水域を形成しています。こうした水環境により、宍道湖では日本一の漁獲量を誇るヤマトシジミをはじめ、両湖には多種・多様な魚介類が生息するとともに、冬季にはコハクチョウをはじめ、マガン、カモ類など数万羽の渡り鳥が飛来します。こうした自然環境は世界に誇れる価値を持っていると言えます。

両湖の地勢

項目	単位	宍道湖	中海
区分	—	天然湖	天然湖
平均水深	m	4.5	5.4
湖面積 (登録面積)	ヘクタール	7,908 (7,652)	8,616 (8,043)
貯水量	千m ³	366,000	521,000

出典：国土地理院技術資料



4 「自然環境の保全」と「賢明な利用」

私たちは、この豊かな自然を後世に引き継いでいくために、両湖を取り巻く「自然環境の保全」に努めるとともに、自然との共生を図りながら両湖の「賢明な利用」（湖からの恩恵を受けつつ、その豊かな生態系を子孫に伝えられるよう守りながら利用すること）を推進していく必要があります。

こうしたことから、宍道湖・中海の「ラムサール条約」登録は、これを契機として住民と行政などが一体となって取り組んでいくことが必要であり、条約登録はゴールでなくスタートであると言えます。



アスベスト問題

【環境政策課】

平成17年6月下旬、大手機械メーカーが、石綿を使った水道管や建材を製造していた兵庫県尼崎市の工場で、過去に従業員ら79人が石綿特有の中皮腫などで死亡したと公表し、工場周辺の住民にも中皮腫患者がいることが明らかになりました。

アスベストによる健康被害が全国的に大きな社会問題となり、国をあげて対策に取り組むことになりました。本県でも平成17年8月に、知事を本部長として庁内関係部で構成する島根県アスベスト対策本部を設置し、県民の健康被害を防止するため対策に取り組んでまいりました。

1 アスベストに関する相談の状況

当初は庁内各課に相談窓口を設置していましたが、平成18年4月からは相談窓口を一本化しフリーダイヤルによる相談を始めました。

平成18年12月までの累計で、相談件数は1,032件、このうち相談件数が多いものは、建築資材関係が29%、健康被害関係が12%、廃棄物処理が12%です。

2 吹付けアスベスト使用施設の実態調査とその対策

吹付けアスベスト使用施設の実態を把握するため平成17年度に、県有施設、市町村有施設、社会福祉施設、民間施設等について吹付けアスベスト等の使用実態調査を行いました。その結果、石綿を1%超含有している吹付け石綿を使用している施設は下表のとおりであり、県有施設は平成19年度までに、市町村有施設は平成18年度中に除去等の対策工事が完了する予定です。

なお、平成18年9月1日、労働安全衛生法施行令が改正施行され、石綿含有0.1%超の製品の製造等が禁止されました。県有施設については吹付け材の使用施設について、目視、室内空気濃度測定などによって、劣化・損傷・石綿の飛散の状況を調査し、石綿の飛散のおそれはないことを確認しています。

表 吹付けアスベスト使用施設の実態調査結果と対策工事の進捗状況

		県有施設	市町村施設	社会福祉施設	病院	民間施設	学校・教育施設
使用されていた施設		22	52	5	9	66	42
施工時期	H18まで	17	52	5	9	30	42
	H19以後	5				36	

(注) 施設分類に重複がある。

(平成18年8月29日現在)

3 建築物の解体に伴うアスベスト対策の強化と民間建物に対する支援策

大気汚染防止法に基づく届出があった建築物・工作物の解体等の作業について、事業者に対して同法による規制による周辺環境への石綿の飛散防止、廃棄物処理法による排出された廃石綿の適正処理を指導しています。

また、解体等現場周辺への飛散を監視するため、事業者が自主的に作業場周辺の大気濃度を測定し

ている他、県でも特に選定した建物等周辺の大気濃度を測定しています。

民間の建築物に対するアスベスト除去等対策支援策として、「アスベスト除去等対策資金（環境資金）」の融資や、市町村が行う「民間施設吹付けアスベスト等除去支援事業」に補助する制度を設けています。

4 「石綿による健康被害の救済に関する法律」の施行状況

独立行政法人環境再生保全機構に県内から、特別遺族弔慰金等の申請が2件、医療費の認定申請が4件提出されています。このうち、特別遺族弔慰金等の中皮腫で1件、医療費の申請のうち肺がんで1件が認定されています。（平成18年11月末現在）

